

温泉マークを含む JIS Z8210「案内用図記号」の改正について（案）
に対する意見募集要領

平成29年2月1日
産業技術環境局 国際標準課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

公共交通機関や公共施設等で使われているトイレや車いすなどの案内用図記号の多くは、JIS（日本工業規格）で規定されています。このたび、JIS改正原案作成委員会で議論してきた結果を取りまとめ、JISの改正案を公表しました。（ニュースリリース URL はこちら <http://www.meti.go.jp/press/2016/02/20170201001/20170201001.html>）

つきましては、広く皆さまからご意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。

2. 意見募集の対象

温泉マークを含む JIS Z8210「案内用図記号」の改正について（案）

3. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- (2) 経済産業省ホームページにおける掲載

4. 意見募集期間

平成29年2月1日（水）～平成29年3月3日（金） 午後5時 必着

5. 意見提出先・提出方法

- (1) インターネットによる提出

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームに従って、ご意見をご記入のうえ、ご提出ください。

- (2) 電子メール

メール本文にご意見をご記入のうえ以下のメールアドレス宛にお送りください。

電子メールアドレス：pict@meti.go.jp

※メールの件名は「**図記号の意見提出**」としてください。

(3) FAX

意見提出用紙にご意見をご記入のうえ、以下の FAX 番号にお送りください。

FAX 番号：03-3580-8631

(4) 郵送

意見提出用紙にご意見をご記入のうえ、以下の宛先にお送りください。

住所：100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 産業技術環境局 国際標準課

パブリックコメント担当 宛

※お電話での意見提出はお受けしかねますので、予めご了承ください。

6. その他

皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

ご提出いただきましたご意見につきましては、個人情報を除き、すべて公開される可能性があることを、予めご承知ください。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

ご意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

JIS Z8210「案内用図記号」の改正について（案）

以下①～⑦の7つの図記号について改正案をまとめています。

本文中の「2年後」とは、改正日（平成29年7月を予定）を起算点とします。

※なお、JIS自体は任意であり、法令に引用されていない限り、強制力はありません。

① 駐車場



・ISO 図記号へ変更する。

（アンケート調査の結果、日本人・外国人ともに JIS より ISO 図記号の方がわかりやすいという結果が出たため）

・現行 JIS 図記号は、2年の移行期間を設ける。

5.2 交通施設図記号 交通施設図記号は、表4による。なお、5.2.11-1の図記号については、JIS改正の2年後（〇〇年〇月〇日）削除する。

表4 案内用図記号—施設など（交通施設）

番号	表示事項	図記号	記事
5.2.11	駐車場 Parking		図材： アルファベット（サンセリフ体）大文字の“P”及び自動車の正面図。 機能： 車両が駐車してもよい施設及び場所を表示。 注記： 道路交通法による道路以外において使用する。
	新図記号 (ISO)		
5.2.11-1	駐車場 Parking		図材： 円で囲んだアルファベット（サンセリフ体）大文字の“P”。 機能： 車両が駐車してもよい施設及び場所を表示。 注記： 道路交通法による道路以外において使用する。
	現行 JIS 図記号 (2年後削除)		

② 手荷物受取所



- ・ISO 図記号へ変更する。

(アンケート調査の結果、日本人・外国人ともに JIS より ISO 図記号の方がわかりやすいという結果が出たため)

- ・現行 JIS 図記号は、2年の移行期間を設ける。

5.2 交通施設図記号 交通施設図記号は、表 4 による。なお、5.2.15-1 の図記号については、JIS 改正の 2 年後 (〇〇年〇月〇日) 削除する。

表 4 案内用図記号—施設など (交通施設)

番号	表示事項	図記号	記事
5.2.15	手荷物受取所 Baggage claim		図材： ターンテーブルからスーツケースを受け取る人間の側面図。 機能： 空港などにおける到着動線及び手荷物受取施設を表示。
	新図記号 (ISO)		
5.2.15-1	手荷物受取所 Baggage claim		図材： スーツケースの正面図。 機能： 空港などにおける到着動線及び手荷物受取施設を表示。
	現行 JIS 図記号 (2年後削除)		

③ 救護所




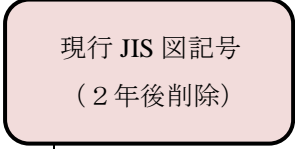
・ISO 図記号へ変更する。

(アンケート調査の結果、日本人・外国人ともに JIS より ISO 図記号の方がわかりやすいという結果が出たため)

・現行 JIS 図記号は、2年の移行期間を設ける。

5.1 公共・一般施設図記号 公共・一般施設図記号は、表 3 による。なお、5.1.4-1 の図記号については、JIS 改正の 2 年後 (〇〇年〇月〇日) 削除する。

表 3 案内用図記号－施設など (公共・一般施設)

番号	表示事項	図記号	記事
5.1.4	救護所 First aid		図材： 緑の枠に白ぬきの十字形。 機能： 救護所、保健室などの応急処置施設を表示。
			
5.1.4-1	救護所 First aid		図材： 指に包帯をした手に白ぬきの十字形。 機能： 救護所、保健室などの応急処置施設を表示。
			

④ 乳幼児用設備

- ・ISO 図記号へ変更する。

(アンケート調査の結果、日本人・外国人ともに JIS より ISO 図記号の方がわかりやすいという結果が出たため)

- ・表示事項 (名称) をベビーケアルームに変更する。

(授乳・おむつ交換の設備をイメージしやすくするため)

- ・機能も ISO 図記号に合わせ、注記を追加する。



(現在 JIS の「乳幼児用設備」図記号は広い意味で使用されており、授乳もできる設備なのか、おむつ交換台しかないのか区別できないという現状があるため、区別できるように注記を追加)

また、JIS 自体は任意であるため、JIS の「乳幼児用設備」が今後も使用される可能性があり、その場合でも区別できるように注記を追加)

- ・現行 JIS 図記号は、2 年の移行期間を設ける。

5.1 公共・一般施設図記号 公共・一般施設図記号は、表 3 による。なお、5.1.32-1 の図記号については、JIS 改正の 2 年後 (〇〇年〇月〇日) 削除する。

表 3 案内用図記号—施設など (公共・一般施設)

番号	表示事項	図記号	記事
5.1.32	ベビーケアルーム Nursery		図材： 乳幼児の上にかがみこむ人間を横から見た図。哺乳瓶の外形図を配置。 機能： ベビーケア設備の場所を表示。 注記： この図記号を使用する場合には、少なくとも授乳及びおむつ交換ができる設備が備わっているものとする。
	新図記号 (ISO)		
5.1.32-1	乳幼児用設備 Nursery		図材： おむつをした乳児の正面図。 機能： 授乳、おむつ交換など、乳幼児のために使用する施設を表示。 注記： 施設の内容を補助表示で示すことを推奨する
	現行 JIS 図記号 (2 年後削除)		

⑤ 乗り継ぎ



- ・ISO 図記号へ変更する。

(アンケート調査の結果、日本人・外国人ともに JIS より ISO 図記号の方がわかりやすいという結果が出たため)

- ・現行 JIS 図記号は、2年の移行期間を設ける。

5.2 交通施設図記号 交通施設図記号は、表4による。なお、5.2.14-1の図記号については、JIS改正の2年後(〇〇年〇月〇日)削除する。

表4 案内用図記号—施設など(交通施設)



番号	表示事項	図記号	記事
5.2.14	乗り継ぎ Connecting flights		図材： 2基の航空機と鞆を持った人の側面図 機能： 空港における乗り継ぎ動線及び乗り継ぎ施設を表示。
		新図記号 (ISO)	
5.2.14-1	乗り継ぎ Connecting flights		図材： 2機の航空機とそれをつなぐ円形の点線 機能： 空港における乗り継ぎ動線及び乗り継ぎ施設を表示。
		現行 JIS 図記号 (2年後削除)	

⑥ 案内所及び情報コーナー

- ・「i」情報コーナーの機能に案内を追加し、「案内」として採用する。「？」は現状維持。
 (海外では案内所・情報コーナーまとめて「i」が主流であるため、JISの「i」の「？」の機能を追加した。国内では案内所として「？」も普及しており、アンケート調査の結果も高かったため、「？」は削除せず現状維持とした。)
- ・「i」に注記を追加。
 (「？」の機能を含んでいることを明確にした)
- ・「i」と「？」の順番を入れ替える。
 (「i」の方が広義であるため。現行JISは「？」が5.1.1、「i」が5.1.2)

5.1 公共・一般施設図記号 公共・一般施設図記号は、表3による。

表3 案内用図記号—施設など (公共・一般施設)

番号	表示事項	図記号	記事
5.1.1	案内 Information <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 現行 JIS は 情報コーナー Information </div>		図材： 円で囲んだアルファベット (ローマン体) 小文字の “i”。 機能： 案内及び情報提供を主とした施設及び設備を表示。 注記： 5.1.2「案内所」の機能を含む。
5.1.2	案内所 Question & answer <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 変更なし </div>		図材： 円で囲んだ疑問符 “?”。 機能： 有人案内及び相談施設を表示。

⑦ 温泉



・JIS 図記号と ISO 図記号を併記[※]する。

(アンケート調査では、日本人と外国人とで評価が分かれた。JIS については、現行の温泉マークを残して欲しいと温泉関係者及び一般国民からの意見があり、ISO については外国人から支持されているため、1 つに絞らず両方 JIS として採用する。)

(※ 表示者などの判断で、適切な図記号を選択。両方並べて表示という意味ではない)

5.4 観光・文化・スポーツ施設図記号 観光・文化・スポーツ施設図記号は、表 6 による。

表 6 案内用図記号ー施設など (観光・文化・スポーツ施設)

番号	表示事項	図記号	記事
5.4.9a	温泉 Hot spring		図材： だ円枠の上に湯気を表す 3 本の曲線。 機能： 温泉施設を表示。
	温泉その 1 (現行 JIS)		
5.4.9b	温泉 Hot spring		図材： だ円枠の中に 3 人の半身，その上に湯気を表す 3 本の曲線。 機能： 温泉施設を表示。
	温泉その 2 (ISO)		

※ISO 図記号の使い方の事例について、解説に記載する。